

## 令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 京都府  
 農業委員会名: 木津川市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	令和4年10月1日		任期満了年月日	令和7年9月30日		
	農業委員			定数	実数	担当区域数
農業委員数	19	18	農地利用最適化推進委員	19	19	3
認定農業者	—	4				
認定農業者に準ずる者	—	1				
女性	—	1				
40代以下	—	0				
中立委員	—	1				

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)
総農家数	1,193	基幹の農業従事者数	757	認定農業者	30
農業経営体数	677	女性	253	基本構想水準到達者	9
※ 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入		40代以下	—	認定新規就農者	8
		※ 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入		農業参入法人	13
				集落営農経営	0
				特定農業団体	0
				集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	845	529	—	—	—	1,370

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	1,370 ha	93 ha	6.8 %
課題	市内全域において担い手が不足している状態が依然として継続している状況であり、遊休農地の発生抑制のためにも、担い手の育成・確保により農地の集積を促進する必要がある。 令和7年度からは地域計画の実行により担い手への集積を加速させるとともに、より実行性のある計画にプラスアップする必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和14 年度	集積率	53.0 %
今年度の新規集積面積	91.0 ha	農地面積(C)	1,370 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	183.9 ha	(目標) 今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	13.4 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		0 ha	0 ha
課題	遊休の農地を発生抑制のため、担い手の育成・確保が課題である。		

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

###### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

###### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0 ha
---------------------------	--------

### (3)新規参入の促進

#### ①現状及び課題

現状	4年度新規参入者		5年度新規参入者		6年度新規参入者	
	0	経営体	0	経営体	3	経営体
	0.0	ha	0.0	ha	0.8	ha
課題	地域を担う担い手の育成・確保が課題である。 特に、将来の地域農業のためにも、若手農業者の確保は喫緊の課題である。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

#### ②目標

権利移動面積	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
	44 ha	61 ha	71 ha	58.7 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	5.9 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

## 2 最適化活動の活動目標

#### (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	17 人
		農地利用最適化推進委員の人数	19 人

#### (2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
令和7年9月	①②	利用状況調査により遊休農地が見つかった場合は、担い手に集積できるよう働きかける。
令和7年12月	①③	就農する担い手の掘り起こし及び、新規就農者への農地の集積
令和8年1月	①③	就農する担い手の掘り起こし及び、新規就農者への農地の集積

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

#### (3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	10 回
---------------	------

開催時期	6月,9月,12月,3月	相談会名	就農相談
参加者数	未定	開催場所	京都府木津総合庁舎
相談会の内容	就農希望者を対象に、新規就農に関する農地、営農指導、資金等、包括的な相談が可能な会		
開催時期	5月,7月,9月,11月,1月,3月	相談会名	農地農業相談
参加者数	未定	開催場所	未定
相談会の内容	農業委員、農地利用最適化推進委員により、農地及び農業に関する相談する場を開催		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入

(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)